

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則

2015年6月6日 設立総会において制定
2016年11月19日 総会において改定
2017年11月11日 総会において改定
2018年10月27日 総会において改定
2019年10月26日 総会において改定

第1条 本会は京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会と称する。略称を京大数学同窓会とする。

第2条 本会は会員相互の親睦と連絡を図り、あわせて京都大学理学研究科・理学部数学教室（以下数学教室と呼ぶ）の発展に協力することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員によって構成される。

1. 正会員

- (a) 京都帝国大学理学部数学科または京都大学理学部数学科を卒業した者。
- (b) 京都大学理学部を、数学を主として修めて卒業した者。
- (c) 京都大学理学部を、数理科学系に登録して卒業した者。
- (d) 京都大学理学部数理科学系に登録し、飛び入学による大学院進学によって中途退学した者。
- (e) 京都大学理学研究科数学専攻、数理解析専攻または数学・数理解析専攻を修了した者。
- (f) 京都大学学位規則第3条の定めにより、数学専攻、数理解析専攻または数学・数理解析専攻の教授の審査により博士の学位を受けたもので、役員会が認めた者。
- (g) 上記の項目に該当しない京都大学卒業者で、本会に入会を希望し、かつ役員会が上記のいずれかの項目に準ずると認めた者。

2. 準会員

京都大学理学部数理科学系在学生、京都大学大学院理学研究科数学・数理解析専攻の学生。

3. 特別会員

- (a) 数学教室および数理解析研究所の現および元教職員で、役員会が認めた者。
- (b) 数学教室と特別の関係がある者で、役員会が認めた者。

第4条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。なお、次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 1. 本人が死亡したとき。
- 2. 除名されたとき。

第5条 本会は、総会の開催、名簿などの管理、およびその他の必要な事項を行う。総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は原則として毎年1回開催する。

第6条 本会の経費は、正会員の会費および寄付によって充てる。

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 若干名

- 3. 常任幹事 若干名

- 4. 監査役 2名

- 5. 学年幹事

第8条 1. 会長、副会長、常任幹事、監査役は、総会において選出する。

2. 学年幹事は原則として各年次の学部卒業生から1名を会長が委託する。

3. 常任幹事は学年幹事を兼ねることができる。

4. 会長、副会長、および常任幹事は、監査役を兼ねることができない。

第9条 1. 会長は、本会を代表し、会務を整理統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は会長を代理する。

3. 常任幹事は会長、副会長を補佐して会務を執行し、事務局を運営する。また、会長は常任幹事の中から、書記担当、会計担当、広報担当を指名する。

4. 書記担当者は本会の活動を記録し、それを保管する。

5. 会計担当者は本会の金品の出納を記録し、管理する。

6. 広報担当者は本会の活動を会員および関係する人々や組織に報告する。

7. 監査役は本会の活動を監督・検査し、会員へ報告する。

8. 学年幹事は、常任幹事を助け、主として同学年会員間の連絡を図る。

第10条 役員会は、会長、副会長、常任幹事によって構成し、本会の運営上の必要事項を審議する。

第11条 総会および役員会の議決は、特別に定められた項目以外は、それぞれの出席者の過半数の賛成により決する。ただし、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条 1. 総会の決議により支部をおくことができる。

2. 支部はその活動を適宜総会で報告しなければならない。

第14条 本会の事務局は数学教室内に置く。

第15条 1. この会則の施行および本会の業務執行に必要な事項は、京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則の運用細則（以下運用細則という）による。

2. 運用細則の制定および改廃は役員会の決議によって定め、会長は総会で報告する。

第16条 この会則の変更は、役員会の決議を経て総会出席者の2/3以上の賛成において行う。

以上

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則 の運用細則

2015年6月6日 設立総会において制定
2016年8月27日 役員会にて改定
2017年10月27日 持ち回り役員会にて改定
2018年2月17日 役員会にて改定
2018年10月27日 総会にて改定
2019年10月26日 総会にて改定

第1条 会員資格

1. 正会員資格 (g) の適用基準

以下に該当する京都大学卒業生が入会を希望した場合は、役員会は入会適否の審査を行う。

- (a) 理学部を「主として数学を修めて」卒業していない者および「数理科学系」に登録せずに理学部を卒業した者であって、数学を中心に学習しており、かつ入会を希望する場合。
 - (b) 上の項目に該当しない京都大学卒業生であって、組織の改変、指導教官の異動その他の理由により、課程の履修や研究が実質的に数学教室を中心になされており、かつ本会への入会を希望した場合。
- ### 2. 特別会員資格 (a) の適用基準
- (a) 数学教室および数理解析研究所の現および元教授で正会員でない者。
 - (b) 上の項目以外の数学教室および数理解析研究所の現および元教職員で正会員でない者は、在任期間5年以上を目処として役員会で審議する。

第2条 年度

本会における年度は、6月1日から5月31日までとする。

第3条 総会の開催

総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 総会の議長および書記は、総会ごとに役員会構成員および監査役以外から選出する。
2. 定期総会は毎年11月頃に開催することとし、会長がこれを招集する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の1/10以上の者から会議の目的を示して請求があったとき、会長が招集する。
4. 会長は必要な場合は、総会を開く代わりに書面をもって会員の意見を徴することができる。

第4条 総会の付議事項

1. 会則の変更 (出席者の2/3以上の賛成で決定)
2. 事業報告および事業計画の承認
3. 収支の決算および予算の承認
4. 役員の選任
5. 会員の除名
6. その他本会運営の重要事項

第5条 役員の選出

役員は次の各項に規定する推薦候補者およびあらかじめ立候補のあった者のなかから、総会において選任される。

1. 会長、副会長、監査役、および次項の1名を除く常任幹事の候補者は役員会が推薦する。

2. 数学・数理解析専攻教授会は常任幹事1名を教授のうちより推薦する。
3. 会員はいずれの役員にも立候補することができる。立候補しようと思う者は総会の3ヵ月前までに、文書により会長に届け出るものとする。
4. 役員に欠員が生じ、会長が必要と認めた場合には、役員会の決議により補充することができる。補充された役員の任期は、前役員の残りの任期とする。

第6条 役員会

1. 役員会の議長は会長が務める。
2. 役員会を招集する場合は、開催予定日の1週間前までに、日時、場所、議題を全役員に通知しておかねばならない。
3. 役員会は役員（事務局員を除く）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を認めるとする。

第7条 年会費および寄付金

1. 年会費は役員会の提案に基づき、総会で決める。
2. 正会員は年会費を払う。
3. 寄付の依頼および受け入れは役員会の承認の下に行う。

第8条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の2/3以上の賛成の決議によって、これを除名できる。この場合、その会員に総会での決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

1. この会則等に違反したとき。
2. この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第9条 退会者の再入会

退会した者が会長に再入会を申し出れば、再入会できる。ただし、除名された者は申し出の後に役員会の承認を得なければならない。

第10条 付則

1. 正会員や特別会員を役員会が認定する作業は、本会の発足前においては設立総会準備会が行い、認定すべき候補者一覧を作り、設立総会において報告する。
2. 本会の発足後は、総会における議案の提出、役員の推薦などの役員会が行うべき役割は、設立総会においては設立総会準備会が果たす。
3. 設立総会においては、収支決算の報告その他設立後にのみ意味をもつ項目の報告はしなくてよい。

以上

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会 会誌編集規則

2016年8月27日 役員会にて制定

第1条 この会誌は、京大数学教室同窓会の目的（会則第2条）実現に資するために、本会の活動状況を会員に周知するとともに、会員の当会への要望などを活動に反映させることを目指して刊行する。

第2条 本会誌の名称を「……」とする。

第3条 本会誌は年1回定期的に発行する。ただし、必要に応じて臨時号を発行する。

第4条 本会誌の編集、発行について協議するために、編集委員会を置く。委員は役員会が任命する。

第5条 編集委員会には、正副委員長を置く。

2. 委員長は広報担当役員が就く。
3. 副委員長は委員の互選で決める。
4. 委員長は、委員会を招集し、議事を整理し、委員会を代表する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

第6条 編集委員会は編集の基本方針を定め、役員会の了承をえなければならない。

第7条 会誌は、送付先の分かっている会員、その他必要と認める人に配布する。

第8条 発行のための事務は、同窓会事務局が処理する。

第9条 この規則は、編集委員会の議決と、役員会の了承を得て変更できる。

以上